

東京都在宅療養普及事業実施要綱

	平成 22 年 6 月 16 日付	22 福保医政第 95 号
改正	平成 22 年 12 月 28 日付	22 福保医政第 1735 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日付	26 福保医政第 1863 号
改正	令和 5 年 6 月 30 日付	5 福保医政第 646 号
改正	令和 8 年 4 月 1 日付	7 保医医政第 2220 号

第 1 目 的

本事業は、急速な高齢化の進展や都民のニーズ、医療制度の変化に対応し、限られた医療資源を有効に活用しながら、都民が身近な場所で安心して適切に在宅療養を受けることができる仕組みの構築を検討するとともに、各区市町村における在宅療養に関する取組の底上げに向けた支援を実施することにより、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進体制の構築・強化を図ることを目的とする。

第 2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、本事業の円滑な実施のため、都は第 3 に定める事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

第 3 事業内容

- 1 東京都在宅療養推進会議の設置
- 2 在宅療養体制づくり支援事業
- 3 その他、在宅療養の推進について全都的な取組が必要な事業

第 4 東京都在宅療養推進会議の設置

1 目的

地域における在宅療養に関する行政、関係機関・団体、都民等の役割分担を明らかにして連携を強化し、もって在宅療養の推進を図るため、東京都在宅療養推進会議を設置する。

2 協議内容

次に掲げる事項について協議する。

- （1）都と区市町村、医療・介護関係者、団体、都民等の役割分担や連携に関する事項
- （2）地域における先駆的な取組等についての検証及び区市町村の主体的な取組を促進するための方策に関する事項
- （3）都民及び医療従事者に対する在宅療養に係る普及啓発に関する事項
- （4）その他、在宅療養の推進について全都的な取組が必要な事項

3 委員の構成

在宅療養に係る専門家、学識経験者、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都看護協会、区市町村職員、東京都職員、その他保健医療局長が必要と認める者から構成し、保健医療局長が委嘱又は任命する。

第 5 在宅療養体制づくり支援事業

1 目的

各区市町村における在宅療養推進の取組の底上げを図るため、ダッシュボードの整備・運用を行うとともに研修会を開催する。

2 実施内容

- (1) ダッシュボードの整備・運用
在宅療養に関する情報を集約・可視化し、活用する環境を提供する。
- (2) 研修会の開催
区市町村職員等を対象に、課題発見力・政策立案スキルの向上等を図る機会を提供する。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

東京都在宅療養推進会議の運営に係る細目

	平成 22 年 6 月 16 日付	22 福保医政第 95 号
改正	平成 22 年 12 月 28 日付	22 福保医政第 1735 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日付	26 福保医政第 1863 号
改正	令和 5 年 6 月 30 日付	5 福保医政第 646 号
改正	令和 7 年 3 月 11 日付	6 保医医政第 1757 号

第 1 目的

この細目は、東京都在宅療養普及事業実施要綱（平成 22 年 6 月 16 日付 22 福保医政第 95 号。以下「要綱」という。）に基づき設置する東京都在宅療養推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 委員の任期

委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 会長

1 推進会議には会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

なお、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が委員のうちから指名する者が代理する。

第 4 部会

1 推進会議には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

2 部会は、推進会議の委員のうちから会長が指名する者又は会長が指名する者のうちから東京都保健医療局長若しくは東京都福祉局長（以下「局長」という。）が別に委嘱若しくは任命する委員をもって構成する。

3 前項の部会のみ属する委員の任期は、第 2 に準ずるものとする。

第 5 部会長

1 部会には部会長を置く。

2 部会長は、会長の指名により選任する。

3 部会長は、部会を統括する。

第 6 招集等

1 推進会議及び部会は会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて推進会議及び部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第 7 幹事

1 推進会議における検討の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を設置する。

2 幹事は、局長が任命する。

3 幹事は、委員会及び専門部会に出席し、検討に必要な情報を提供する。

第8 会議の公開等

- 1 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、委員の発議により出席委員の過半数で議決した場合に限り、必要な条件を付すことができる。

第9 庶務

推進会議及び部会の庶務は、保健医療局医療政策部医療政策課及び福祉局高齢者施策推進部在宅支援課において処理する。

第10 委員への謝礼の支払

推進会議及び部会に出席した委員及び第6の(2)に掲げる者の推進会議及び部会への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した推進会議及び部会への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うものとする。

附 則

この細目は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この細目は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和7年3月11日から施行する。